

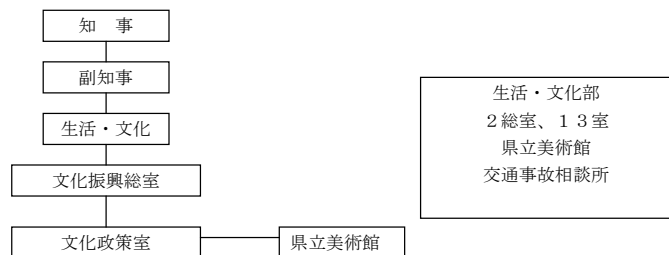
参考資料

参考資料 目次

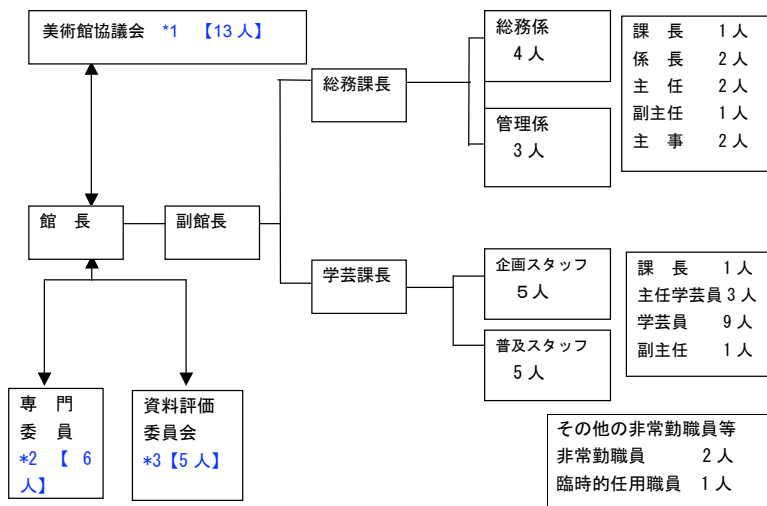
1	基本データ	
1-1	県庁と美術館の組織図	1
1-2	平成15年度決算書	1
1-3	平成15年度自己点検等に関する報告書	2
2	評価委員会関連資料	
2-1	中間報告書の要旨	18
2-2	中間報告書提言内容と対応	20
2-3	評価委員会設置要綱	22
3	美術館の設置・運営に関する条例・規則	
3-1	県立美術博物館建設基本構想	23
3-2	県立美術博物館の建設計画に関する答申	23
3-3	県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例	23
3-4	設置、管理及び使用料に関する条例施行規則	26
3-5	非常勤館長設置要綱	30
4	その他の各種規則	
4-1	協議会設置要綱	31
4-2	専門委員設置要綱	31
4-3	資料評価委員会要綱	32
4-4	研究活動評価委員設置要綱	33
4-5	友の会会則	33
5	参考資料	
5-1	静岡県文化政策推進会議からの提言（県立美術館該当部分）	36

1-1 県庁と美術館の組織図

■ 静岡県庁 生活・文化部 組織図 (平成16年度)



■ 静岡県立美術館 組織図 (平成16年度)



*1: 協議会

静岡県立美術館の運営を円滑に進めるため、美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに館長に対して意見を述べる機関として、静岡県立美術館協議会を設置する。

*2: 専門委員

静岡県立美術館の美術品収集等専門的事項を適切に処理するため、美術館に静岡県立美術館専門委員を置く。
 (1) 美術品の選定に関する事
 (2) その他美術に関する専門的事項に関する事

*3: 資料評価委員会

静岡県立美術館の収蔵する資料を適正に評価するため、静岡県立美術館に資料評価委員会を置く。

1-2 歳入・歳出決算(平成15年度)

項目	金額
美術館観覧料	39,174
共催展収入	32,253
県民ギャラリー等使用料	4,818
財産売払・貸付・運用収入	4,802
助成金等	3,500
その他	592
計	85,139

項目	金額
人件費	137,956
管理費	326,288
運営費	61,628
施設管理費	264,660
事業費	112,698
企画展事業費	72,157
常設展事業費	19,724
資料・普及事業費	20,817
館蔵品取得費	52,425
施設整備費	16,026
基金積立	376
計	645,769

出典: 「静岡県立美術館年報 平成15年度」

1 - 3

平成 15 年度静岡県立美術館
自己点検等に関する報告書

平成 16 年 5 月

静岡県立美術館

目 次

平成 15 年度展覧会事業総括	
1 企画展	1
2 収蔵品展等	2
平成 15 年度展覧会開催実績一覧表	3
展覧会評価表	
狩野派の世界	4
神秘の王朝マヤ文明展	6
もうひとつの明治美術展	8
徳川将軍家展	10
浮世絵風景画名品展	12
ローマ散策 Part II	14
平成 15 年度 展覧会・普及事業分析	
展覧会	16
普及事業	17
これからの課題	17
平成 15 年度展覧会データ報告	
属性	18
価値	21
平成 15 年度講座系普及事業	
講演会	25
美術講座	26
平成 15 年度実技系普及事業	
レギュラープログラム	27
ワークショップなど	28
美術館運営のための平成 15 年度改善事項	
平成 15 年度中に取り組んだ改善事項	29
平成 16 年度から取り組む改善事項	29

平成 15 年度展覧会事業総括

1 企画展

(1) 入場者数

- ・ 企画展の総入場者は、145,538 人で、目標数 130,000 人を上回ることが出来た。
- ・ 企画展の開催方針、①考古・博物的な展覧会を開催する。「マヤ文明展 ②県民に親しみのあるテーマの展覧会を開催する。「徳川將軍家展」、「浮世絵風景画名品展」③学芸員の研究成果を生かした展覧会を開催する。「狩野派の世界」、「もうひとつの明治美術」、「ローマ散策展」の三つの方針による年間の展覧会の構成と開催順序は、総入場者数が目標数を上回ったこと及び四つの絵画展がいずれも 1 2□ 1 4 千人台の入場者数を確保出来たことから、妥当であったと思われる。
- ・ 各企画展ごとにみると、入場者数が目標に達しなかったのは、絵画展としては特別に少ない入場者数ではないが、「浮世絵風景画名品展」のみである。県内に広重美術館があり、常時、浮世絵の展示をしていることを考えると、このような展覧会を県立美術館で開催する意義を十分に検討し、展示や広報の仕方等一般観覧者にアピールする工夫をもっとすべきであった。
- ・ 絵画展の展覧会への入場者数がいずれも 1 2□ 1 4 千人台に留まっていることは、高額な負担金を支払っての海外の名画で構成される企画展でないのでまずまずの数字であると思われるが、若年者の入場者数が少ないこともあり今後のことを考えると、展覧会事業と教育普及事業との連携等美術ファンを地道に増やしていく努力が求められる。
- ・ ③の開催方針による展覧会、即ち自主企画（共同企画を含め。）による三つの展覧会が、いずれも 1 3 千人を超えたことは、成果といえる。今後も年間二ないし三の自主企画展を開催していく。

(2) 収入

70 歳以上の入場者（無料）の増加もあって、入場者数が目標数を超えても入場料収入が見込を下回った展覧会もあった(狩野派の世界、明治美術(県民の日無料の影響もあり))。予算案を立てる際に入場料収入見込を厳格にすることと経費の節減に努める。

また、図録販売収入も大きなウェイトを持っているので、販売方法などについてミュージアム・シップと良く連携していくこととする。

(3) 収蔵品の活用

「狩野派の世界」、「ローマ散策」の展覧会は、展示作品のうち約 40%が

当館所蔵の作品で構成されている。このような展覧会は、開催コストが軽減出来ること、収蔵品をテーマに沿って展示出来る機会となることや収蔵品についての学芸員の研究成果を生かすことなどから、意義がある。今後も引き続き、こうした展覧会の企画の可能性を探っていくこととする。

(4) 前売券の販売

絵画展の前売券は、美術館の中で多く購入されている。このことから絵画展への入場者は美術館リピーター、美術館ファンの割合が高いと推測されるので、館内での広報を引き続き充実させていくとともに、近隣、近県にある美術館にポスターの掲示やチラシの配架の要請を確実にやっていくこととする。

2 収蔵品展等

- ・ 収蔵品展の入場者数(企画展入場者を除く。)は、目標 40,000 人対し 27,373 人であり、目標を下回ったが、前年度 19,174 人を 42.8%上回った。また、収蔵品展の入場者数には、企画展室を使って収蔵品展として開催した富士山の絵画展 10,431 人と平成 15 年度から始った中学生文化鑑賞推進事業への参加者 3,831 人が大きな割合を占めている。(中学生文化鑑賞推進事業への参加者を除く収蔵品展の入場者数は 23,542 人で、前年度比 22.8%増である。)
- ・ ロダン館への集客が低調である現状では、収蔵品展（ロダン館を含む。）で、年間 40,000 人の入場者を確保することは困難な状況にある。平成 16 年度は、ロダン館開設 10 周年記念の年にも当たり、ロダン館の展示内容を含めた活用法等、ロダン館の新たなアピール方策を検討、実施していくこととする。
- ・ 企画展示室を利用した富士山の絵画展以外の収蔵品展はテーマ性に乏しく、収蔵品展のアピール度が弱かった。(平成 16 年度は、テーマ性をより明確とした。)

平成15年度 展覧会開催実績一覧表

展覧会名	狩野派の世界	神秘の王朝 マヤ文明展	もうひとつの 明治美術展	徳川将軍家展	浮世絵風景画 名品展	ローマ散策 PartII展	
開催期間	4/12~5/18	5/27~7/10	7/19~8/24	9/20~10/26	11/1~12/7	1/2~2/15	
企画開催形態	自主企画 単独開催	巡回企画 実行委員会	共同企画 単独開催	巡回企画 単独開催	巡回企画 単独開催	自主企画 実行委員会	
入場者状況	目標入館者数 A)	13000人	50000人	10000人	25000人	20000人	12000人
入場者数実績 B)	13461人	59092人	13308人	32999人	12357人	14229人	
状況	B) ÷ A) × 100%	103.5%	118.1%	133.0%	132.0%	61.7%	118.5%
入場者の内訳	大学・一般	7,944人 (59.0%)	38,569人 (65.2%)	5,940人 (44.6%)	18,646人 (56.5%)	6,853人 (55.5%)	8,524人 (59.9%)
	小・中・高校生	752人 (5.6%)	5,305人 (9.0%)	1,591人 (12.0%)	1,607人 (4.9%)	573人 (4.6%)	464人 (3.3%)
	小計 C)	8,696人	43,874人	7,531人	20,253人	7,426人	8,988人
	70歳以上	2,179人 (16.2%)	7,258人 (12.3%)	1,318人 (9.9%)	8,112人 (24.6%)	1,997人 (16.2%)	2,461人 (17.3%)
内訳	招待者	2,586人 (19.2%)	7,960人 (13.5%)	4,459人 (33.5%)	4,634人 (14.0%)	2,934人 (23.7%)	2,780人 (19.5%)
	合計 B)	13,461人 (100%)	59,092人 (100%)	13,308人 (100%)	32,999人 (100%)	12,357人 (100%)	14,229人 (100%)
	有料入場者の割合 C) ÷ B) × 100%	64.6%	74.2%	56.5%	61.3%	60.1%	63.1%
	収入見込額 D)	5,096千円	37,100千円	5,340千円	16,900千円	13,520千円	6,400千円
支出状況	収入額 E)	5,829千円	50,021千円	6,028千円	18,700千円	6,983千円	7,263千円
	E) - D)	733千円	12,921千円	688千円	1,870千円	△653千円	863千円
	(E) - D) ÷ D) × 100%	14.4%	34.8%	12.9%	11.1%	△4.8%	13.5%
	支出額 F)	5,364千円	27,941千円	7,821千円	18,039千円	12,034千円	11,332千円
状況	E) ÷ F) × 100%	70.1%	179.0%	58.6%	90.7%	47.6%	64.1%
入場者1人当たりの経費 (F) ÷ (B)	617円	473円	773円	627円	1,186円	791円	
展覧会 展示 作品 の中 割	当館収蔵品の展示件数①	24件	-	6件	-	-	51件
	展示作品件数②	56件	-	243件	-	-	125件
	構成比率① ÷ ② × 100%	42.9%	-	2.5%	-	-	40.8%
前販 売状 券況	館内前売り券販売枚数③	88枚	369枚	59枚	352枚	-	64枚
	③ ÷ (G) × 100%	33.5%	9.0%	53.6%	19.0%	-	20.4%
	その他館外での ④ ÷ (G) × 100%	175枚	3,719枚	51枚	1,505枚	-	249枚
④ ÷ (G) × 100%	66.5%	91.0%	46.4%	81.0%	-	79.6%	
前売り券販売総数 G)	263枚	4,087枚	110枚	1,857枚	-	313枚	
(G) ÷ (C) × 100%	3.0%	9.3%	1.5%	9.2%	-	3.4%	
図販 売状 録況	開催期間中の販売冊数 H)	820冊	2,675冊	510冊	1,089冊	658冊	666冊
入場者数に対する割合 (H) ÷ (B) × 100%	6.1%	4.5%	3.8%	3.3%	5.3%	4.6%	

展覧会評価表(狩野派)

展覧会名 狩野派の世界

開催期間 4/12 □ 5/18

1 企画・開催形態

自主企画・単独開催

2 入場者の状況

(1) 目標入場者との比較

目標入場者数(A) 13,000人 実績入場者数(B) 13,461人 (B) / (A) 103.5%

(2) 入場者数の動向(開催期間中の土、日、休日の入場者数の推移)

日	4/12(土)	4/13(日)	4/19(土)	4/20(日)	4/26(土)	4/27(日)	4/29(休)
人数	495人	406	446	542	383	542	654
日	5/3(土)	5/4(日)	5/5(休)	5/10(土)	5/11(日)	5/17(土)	5/18(日)
人数	689人	883	733	598	638	692	906

(3) 入場者数の内訳

大学・一般	小・中・高	計(C)	70歳以上	招待者	合計(B)
7,944(59.0)	752(5.6)	8,696	2,179(16.2)	2,586(19.2)	13,461(100)

有料入場者数の割合 ((C)/(B)) 64.6%

収入見込額(D) 5,096千円

実収入額(E) 5,829千円(入場料4,763 図録1,066千円)

(E) - (D) 733千円 (/ (D) 14.4%)

3 開催経費等

(1) 支出額(F) 8,312千円

収入額(E) 5,829千円 (/ (F) 70.1%)

(2) 入場者1人当たりの経費 ((F)/(B))

617円

(3) 展示作品中の当館収蔵品の割合 24件(当館収蔵品) / 56件(全体) 42.9%

4 前売り券の販売状況

総数 263枚(G) (G) / (C) 3.0%

販売所内訳 (美術館 88枚(33.5%) その他 175枚(66.5%))

5 図録販売状況

開催期間中販売枚数(H) 820冊 (H) / (B) 6.1%

6 コメント

・ 自主企画、単独開催で、13千人という入場者目標数を達成したことは、成功した企画と言える。

・ 期間中の入場者数の動向を見ると、開催日数が過ぎるにつれ入場者数が増加しており、口コミなどにより展覧会が盛り上がったことが伺われる。

- ・ 前売券の売上状況をみると、有料観覧者数に対する割合は3.0%と絵画展としては比較的高く(⑩今ここ0.7%、きらめく光1.6%)、この展覧会への期待はかなり高かったと思われる。
- ・ 図録販売数の入場者数に対する割合は高く、展覧会の内容に関心を持った観覧者が多くいたことが推測される。
- ・ 当館の収蔵品を多く活用して少ない経費で展覧会が仕立てられた。一般600円と安い入場料で鑑賞を提供でき、13千人余の人に鑑賞してもらった。このような展覧会の企画方法は、厳しい財政状況下にあつて事業予算が多くは望めない公立美術館にとって非常に効果的なものであり、またコレクションを充実させていくことの意義が高まる。

展覧会評価表(マヤ文明展)

展覧会名 神秘の王朝マヤ文明展

開催期間 5/27 □ 7/10

1 企画・開催形態

巡回企画

実行委員会開催(企画会社 TBS、開催パートナー 静岡新聞社・SBS)

2 入場者の状況

(1) 目標入場者との比較

目標入場者数(A) 50,000 人 実績入場者数(B) 59,092 人 (B)/(A) 118.2%

(2) 入場者数の動向(開催期間中の土、日、休日の入場者数の推移)

日	5/31(土)	6/1(日)	6/7(土)	6/8(日)	6/14(土)	6/15(日)	6/21(土)
人数	1,097 人	2,784	1,892	2,475	2,133	2,791	2,244
日	6/22(日)	6/28(土)	6/29(日)	7/5(土)	7/6(日)		
人数	2,992 人	3,073	3,740	2,991	4,448		

(3) 入場者数の内訳

大学・一般	小・中・高	計(C)	70歳以上	招待者	合計(B)
38,569(65.2)	5,305(9.0)	43,874	7,258(12.3)	7,960(13.5)	59,092(100.)

有料観覧者数の割合 ((C)/(B)) 74.2%

収入見込み額(D) 37,100 千円(県 18,550 千円)

実収入額(E) 50,021 千円(県 25,010.5 千円)

(E)-(D) 12,921 千円(/(D) 34.8%)

3 開催経費等

(1) 支出額(F) 27,941 千円

(うち県費 15,400 千円) (うち県費 13,970.5 千円)

収入額(E) 50,021 千円 (/(F) 179.0%)

(2) 入場者1人当たりの経費 ((F)/(B))

473 円

4 前売り券の販売状況

総数(G) 4,087 枚 (G)/(C) 9.3%

販売所内訳 (美術館 368 枚(9.0%) その他 3,719 枚(91.0%))

5 図録販売状況

開催期間中販売数(H) 2,675 冊 (H)/(B) 4.5%

6 コメント

- ・ 5万人という当美術館としてはかなり高い目標入場者数であったが、これを相当上回った。このことは、文明展への県民の興味、関心の高さを示すものである。
- ・ 期間中の入場者数の動向を見ると、開会時から閉会時までの間、比較的にコンスタント

トに入場している。これは、早い段階からの開催パートナーである静岡新聞、SBSテレビの広報の効果によるものと思われる。

- ・ 前売券の売上状況を見ると、有料観覧者数に対する割合が非常に高く、この点からも県民の興味、関心の高さが伺われる。また、前売券が美術館で購入されたものは9%と少なく、県内各地の販売所で購入されている。これは、日頃美術館に来館している人以外の人が、この展覧会を鑑賞しようとしたことを示すものと考えられる。
- ・ 入場者数の絶対数が多く、それにより有料観覧者数の割合も高くなっているため、展覧会開催経費に比して多くの収入を得られた。これは、県民へのより良いサービスを行うための美術館活動の財源確保に資するものである。
- ・ 図録販売数の入場者数に対する割合が比較的高いことは、この展覧会が紹介した内容に興味を持った人が多くいたことを示すものと思われる。
- ・ この種の文明展への県民の興味、関心は高いことから、これを単に観覧者増加対策としてのみ捕らえるのではなく、世界各地の文化、文明を紹介することに積極的な意義を考えるべきである。また、日頃来館されない県民に、この鑑賞を機会に幅広い美術作品への興味、関心を深めて頂くような取組みをしていく必要がある。

展覧会評価表(明治美術展)

展覧会名 もうひとつの明治美術展

開催期間 7/19□ 8/24

1 企画・開催形態

共同企画・単独開催（企画パートナー 府中市美術館、長野県信濃美術館、岡山県立美術館）

2 入場者の状況

(1) 目標入場者との比較

目標入場者数(A) 10,000 人 実績入場者数(B) 13,308 人 (B)／(A) 133.1%

(2) 入場者数の動向（開催期間中の土、日、休日の入場者数の推移）

日	7/19(土)	7/20(日)	7/21(月)	7/26(土)	7/27(日)	8/2(土)	8/3(日)
人数	325人	408	379	307	335	293	450
日	8/9(土)	8/10(日)	8/16(土)	8/17(日)	8/23(土)	8/24(日)	
人数	109人	525	566	696	648	733	

(3) 入場者数の内訳

大学・一般	小・中・高	計(C)	70歳以上	招待者	合計(B)
5,940(44.6)	1,591(12.0)	7,531	1,318(9.9)	4,459(33.5)	13,308(100)

* 8月21日(木) 県民の日の入場者数 2,871 人は招待者として集計

有料入場者数の割合 ((C)／(B)) 56.6%

収入見込み額(D) 5,340 千円

実収入額(E) 6,028 千円(入場料 5,187 図録 841 千円)

(E)－(D) 688 千円／(D) 12.9%

3 開催経費等

(1) 支出額(F) 10,285 千円

収入額(E) 6,028 千円／(F) 58.6%

(2) 入場者1人当たりの経費 ((F)／(B))

773 円

(3) 展示作品中の当館収蔵品の割合 6点(当館収蔵品)／243点(全体) 2.5%

4 前売り券の販売状況

総数(G) 110 枚 (G)／(C) 1.5%

販売所内訳（美術館 59 枚(53.6%) その他 51 枚(46.4%)）

5 図録販売状況

開催期間中販売数(H) 510 冊 (H)／(B) 3.8%

6 コメント

- ・ 4館の学芸員による企画、単独開催で、入場者数13千人を超えたことは、成功した展覧会と言える。

- ・ 開催期間の後半に入場者数が相当増加していることは、観覧者の評判が口コミで伝えられたことやマスコミで取上げられたことの効果によるものと思われる。
- ・ 展覧会のチラシの館内での捌け状況から開催前の反響は大変良いと思われたが、その割には前売券の販売状況は必ずしも良いものではなかった(昨年度の自主企画展のものよりは高い)。これは、優れた力量の割には十分な評価を受けていない作家に焦点を当てた展覧会の内容からと考えられる。しかし、チラシの捌け状況は、展覧会の後半の盛り上がりにつながったと考えられる。
また、前売券の4割程度が美術館で購入されており、この展覧会は美術館のハードリピーターの関心が高かったことが伺える。
- ・ 有料入場者数の割合が、56.6%と低くなっているが、8月21、22日が県民の日で、2,608人が無料入場となっていることの影響による。
- ・ 小・中・高生の入場者割合が比較的高かった(⑩今ここ15.7%、印象派6.5%、きらめく光11.3%。県民の日の小・中・高生の入場者も加えれば、もっとその割合は高くなる)。開催期間が夏休みの期間中に当たり、小・中・高生が来館しやすかったと言うこともあろうが、このような絵画展に小・中・高生の関心を集めたことは良かった。
- ・ 4公立美術館の共同企画で、経費は低く抑えられ、また展覧会の内容も質量ともに充実したものとなった。こうした手法による企画は、人材や予算に限られる公立美術館にとって効果的であり、また、コレクションを充実させていく意義も高まる。

展覧会評価表(徳川展)

展覧会名 徳川將軍家展

開催期間 9/20 10/26

1 企画・開催形態

巡回企画・単独開催(企画会社 NHKプロモーション)

2 入場者の状況

(1) 目標入場者との比較

目標入場者数(A) 25,000人 実績入場者数(B) 32,999人 (B)/(A) 132.0%

(2) 入場者数の動向(開催期間中の土、日、休日の入場者数の推移)

日	9/20(土)	9/21(日)	9/23(火)	9/27(土)	9/28(日)	10/4(土)	10/5(日)
人数	698人	728	1,445	1,003	1,289	1,141	1,839
日	10/11(土)	10/12(日)	10/13(月)	10/18(土)	10/19(日)	10/25(土)	10/26(日)
人数	986人	1,838	1,653	1,094	1,525	1,775	1,923

(3) 入場者数の内訳

大学・一般	小・中・高	計(C)	70歳以上	招待者	合計(B)
18,646(56.5)	1,607(4.9)	20,253	8,112(24.6)	4,634(14.0)	32,999(100)

有料入場者数の割合 ((C)/(B)) 61.4%

収入見込み額(D) 16,900千円

実収入額(E) 18,770千円 (E)-(D) 1,870千円(/ (D) 11.1%)

3 開催経費等

(1) 支出額(F) 20,700千円

収入額(E) 18,770千円 (/ (F) 90.7%)

(2) 入場者1人当たりの経費 ((F)/(B))

627円

4 前売り券の販売状況

総数(G) 1,857枚 (G)/(C) 9.2%

販売所内訳(美術館 352枚(19.0%) その他 1,505枚(81.0%))

5 図録販売状況

開催期間中販売数(H) 1,089冊 (H)/(B) 3.3%

6 コメント

- ・ 目標入場者数を大きく上回り、幅広い県民の関心を集めた展覧会と言える。
- ・ 入場者数は、開催日の経過につれ増加している。これは、開催期間中のNHKテレビでの広報と観覧した者の口コミによる効果と考えられる。
- ・ 前売券の売上状況を見ると、有料観覧者数に対する割合が高く、県民の興味、関心の高さが伺われる。また、前売券は、美術館で購入されたものは19.0%と比較的少なく、多くが県内各地で購入されている。これは、美術館へのハードリピーター以外の

幅広い層の人が、この展覧会を鑑賞しようとしたことを示すものと考えられる。

- ・ 目標を 32.0%と大きく上回る入場者数があったが、展覧会の性質から 70 歳以上の入場者数が 24.6%と非常に多く、有料入場者数の割合が 61.4%と低く、収入は見込みの 11.1%増に留まった。
- ・ こうした展覧会をとおして日本の歴史や文化伝統を紹介する展覧会は、自国の歴史、文化伝統を理解するうえで有用であり、また県民が期待し、望んでいるものであることから良い企画があれば、今後も取上げていくべきものとする。

展覧会評価表(浮世絵展)

展覧会名 浮世絵風景画名品展

開催期間 11/10 12/7

1 企画・開催形態

巡回企画・単独開催(企画会社 産経新聞社)

2 入場者の状況

(1) 目標入場者との比較

目標入場者数(A) 20,000 人 実績入場者数(B) 12,357 人 (B)／(A) 61.8%

(2) 入場者数の動向(開催期間中の土、日、休日の入場者数の推移)

日	11/1(土)	11/2(日)	11/3(月)	11/8(土)	11/9(日)	11/15(土)	11/16(日)
人数	259 人	468	567	322	349	588	630
日	11/22(土)	11/23(日)	11/24(月)	11/29(土)	11/30(日)	12/6(土)	12/7(日)
人数	413 人	689	639	470	662	549	794

(3) 入場者数の内訳

大学・一般	小・中・高	計(C)	70 歳以上	招待者	合計(B)
6,853(55.5)	573(4.6)	7,426	1,997(16.2)	2,934(23.7)	12,357(100)

有料入場者数の割合 ((C)/(B)) 60.1%

収入見込額(D) 13,520 千円

実収入額(E) 6,983 千円(入場料 6,677 円 図録 306 千円)

(E)－(D) －6,537 千円(／(D) －48.4%)

3 開催経費等

(1) 支出額(F) 14,656 千円

収入額(E) 6,983 千円(／(F) 47.6%)

(2) 入場者 1 人当たりの経費 ((F)/(B))

1,186 円

4 前売り券の販売状況

総数 枚(G) (G)／(C)

販売所内訳(美術館 枚() その他 枚())

5 図録販売状況

開催期間中販売数(H) 658 冊 (H)／(B) 5.3%

6 コメント

- ・ 入場者数は、目標を大きく下回った。一般観覧者にとっては、県内に広重美術館が開館されるなどにより、浮世絵そのもののインパクトが薄れたのではないかと。期間中の入場者数の動向を見ても、盛り上がりを見せることなく終わった。
- ・ 図録販売数の入場者に対する割合がかなり高いことが示すように、展覧会の内容についての観覧者の評判は良かったと思われる。

- ・ 風景画のコレクションに努めてきた美術館にとって、質の高い風景画の浮世絵展は、活動方針に沿ったものであったが、広く一般観覧者にアピールするものとはならなかった。
- ・ 絵画展での 12 千人余の入場者数は特別少ないものとは言えないが、県内に浮世絵の常設展示館の広重美術館があるので、8,400 千円の負担金を払って開催するには、その意義の検討と展示や広報の仕方等の工夫が不十分であった。

展覧会評価表(ローマ散策)

展覧会名 ローマ散策 Part II

開催期間 1/20 2/15

1 企画・開催形態

自主企画・実行委員会開催(開催パートナー 静岡新聞・SBS)

2 入場者の状況

(1) 目標入場者との比較

目標入場者数(A) 12,000 人 実績入場者数(B) 14,320 人 (B)/(A) 119.3%

(2) 入場者数の動向(開催期間中の土、日、休日の入場者数の推移)

日	1/2(金)	1/3(土)	1/4(日)	1/10(土)	1/11(日)	1/12(月)	1/17(土)
人数	445 人	519	279	400	708	589	197
日	1/18(日)	1/24(土)	1/25(日)	1/31(土)	2/1(日)	2/7(土)	2/8(日)
人数	462 人	405	523	817	930	374	529
日	2/11(水)	2/14(土)	2/15(日)				
人数	862 人	513	659				

(3) 入場者数の内訳

大学・一般	小・中・高	計(C)	70 歳以上	招待者	合計(B)
8,600 人	479	9,079	2,461	2,780	14,320

有料観覧者数の割合 ((C)/(B)) 63.4%

収入見込額(D) 6,408 千円

実収入額(E) 7,263 千円(入場料 6,784 円 図録 479)

(E)-(D) 855 千円 (/(D) 13.3%)

3 開催経費等

(1) 支出額(F)11,332 千円

(うち県費 5,666 千円)

収入額(E) 7,263 千円 (/(F) 64.1%)

(2) 入場者 1 人当たりの経費 ((F)/(B))

791 円

4 前売り券の販売状況

総数 313 枚(G) (G)/(C) 3.4%

販売所内訳(美術館 64 枚(20.4%) その他 249 枚(79.6%))

5 図録販売状況

開催期間中販売数(H) 666 冊 (H)/(B) 4.6%

6 コメント

- ・ 色彩のない地味な画面の、マニア向けの版画の展覧会で目標入場者数を 20% 近く超えたことは、評価出来る。

平成 15 年度 展覧会 普及事業分析

- ・ 展示作品の 40%を当館収蔵品で構成した展覧会で、14 千人を超える入場者数を確保したことは、収蔵品の研究が成果となって展覧会に十分に生かされたと言える。
- ・ 入場者の動向を見ると、期間中を通して比較的的平均的に入場者が入っていて、静岡新聞社・SBSの広報によって、展覧会の宣伝が行き届いていたことが伺われる。また、このことは、美術館内での前売り券の販売数の割合が他の絵画展と比較して低めであることから伺われる。
- ・ 期間中、県民ギャラリーで開催された「日本画の巨匠たち」(1/27 から 2/1)への入場目的で来た人が当該展覧会に回ってきたことも大いに考えられる。
- ・ 地味な展覧会であったが、図録販売数の入場者に対する割合は、比較的高くなっている。これは、価格が低廉に設定されたこと、古代ローマの建造物の版画と現況写真とを対比させて展示し、図録を古代ローマの遺跡のガイドブック風な仕立てにしたことの効果が大きいものと思われる。

展覧会】

(1) 属性

性別：どの展覧会においても女性の観覧の方が多いが、「ローマ散策」「富士山」においては男性が 45%前後と多く観覧した。反対に、「狩野派」は男性が約 35%と最も少なかった。

年齢：最多年齢層が 50 歳代または 60 歳代の展覧会が多く、「マヤ」「明治美術」以外はすべてそうである。「明治美術」では 20 歳代未満が 37.6%であり、他の展覧会と比較して、この年代の観覧比率が最も高い。

居住地：県内の観覧者が市内からの観覧者を上回っているのは、「マヤ」「徳川」「ローマ散策」の 3 つである。また、県外からの観覧者が 10%を超えたものは「狩野派」「明治美術」「富士山」の 3 つである。

新規来館者割合：平均は 17.8%である。20%以上を占めたものは、「マヤ」と「明治美術」の 2 つであり、後者は 29.0%と高い。

1年以内のリピート率：平均は 67.9%である。平均を下回ったのは「マヤ」で 62.6%である。

かつて学校の行事で来館したことがあるか：平均は 14.7%である。20%を超えたのは、「明治美術」と「富士山」である。

(2) 価値

興味や感動が生まれたか：平均は 84.8%である。平均より 10%以上低いものは「明治美術」の 74.2%である。

新しい発見があったか：平均は 78.1%である。平均より 10%以上低いものは「マヤ」の 75.2%と「明治美術」の 74.1%である。

観覧料に見合う内容であったか：平均は 80.1%である。平均より 10%以上低いものは「マヤ」の 69.0%と「明治美術」の 69.8%である。

心地よく観覧できたか：平均は 78.2%である。平均より 10%以上低いものは「マヤ」の 64.4%である。

他の人に来館を勧めるか・不満足率：「他の人に来館を勧めるか」の平均は 62.4%である。一方、不満足率をみると「明治美術」が最も高く 18.3%、次いで「マヤ」の 13.2%である。資料 B・Cの両展覧会における不満内容の一覧をみると、不満の質的な違いがあることがわかる。前者における不満は、解説不足や冷房のききすぎ、観覧料が高いというものが主なもので、展示内容自体に関する深い不満は見受けられなかった。一方、後者では、駐車場が狭い、混んでよく見えなかったなどの不満のほか、「現場

の人間から切り離された文明展はナンセンス」「マヤ文明にふれているような臨場感がない」「展示の意図を理解するのに苦労した」などといった、展示内容の根幹に係わる不満が見られた。また、「明治美術」で不満を示した人のうち、自由回答欄に記入した人は 14/50=28%であったが、「マヤ」では 57/123=46.3%と高かった。

普及事業】

レギュラープログラムについては、すべてにおいて満足度は高く、利用者層も「20回以上」を回答する者が多く、利用者層の固定化が進んでいる。

講座系普及の「徳川 9/21」、「徳川 10/12」における「準備・対応」の数値が低いが、これはマイクの音量など主催者側の不手際によるものである。

また、「粘土開放日」における「新規来館者」および利用回数の少ない人々の利用は、顕著で、しかも 20～30 歳代の若年者層が多いことも重要である。当館における展覧会鑑賞者は、50～60 歳代が最も多く、若年者層が少ないが、「粘土開放日」については、この傾向は逆転する。このことを考慮した、普及プログラムと展覧会との密接な連携は、早急な課題であるといつてよい。

【これからの課題】

展覧会事業

「マヤ文明展」や「もうひとつの明治美術展」は、他の展覧会に比べて満足度など定性的な側面で数値の低下がみられるが、文明展による大量集客や夏季期間中に顕著に現れる「新規」、「若年者」、「県外」という利用者層を積極的なベネフィットと捉え、新規来館者が 70%を超える満足率に達したことを一つ成果としたい。そのことをふまえながら、不満要因を取り除くため、美術館の基本的な役割(キャプション、順路、係員の親切な対応など)を徹底したい。

当然のことながら、ハードピーターの満足度を継続的に維持する展覧会の品質管理システムも大切である(→「知的基盤の充実に関する評価委員会」の活用)。また、「新規来館者」の不満を取り除き、親しみやすい展覧会を実施することで、将来のリピーター対策に繋がると考えられる。

また、「混雑」、「駐車場の利便性」などのクレームが顕著だった「文明展」についても、クレーム処理を徹底する同時に、鑑賞疲労を緩和するよう対策を講じる必要がある。

普及イベント

美術史系のイベントにおける客層の固定化が見られるため、異分野の講座・講演会を積極的に実施し、アンケート調査などを通じて顧客の反応を探ることにしたい。

「粘土開放」については、当館のコアな客層に欠けている「20～30歳代」の利用者が多く含まれていることから、次世代を担う鑑賞者として位置付け、作品鑑賞への誘いの手法を見出すことが大切である。

H15年展覧会データ報告（属性）

	: 当該展覧会内での最高値域（縦にみた場合）
	: 属性内での注目値（横にみた場合）
	: アンケート項目になかった箇所

性別（％）

	狩野派展	マヤ展	明治美術展	徳川展	浮世絵展	ローマ散策展	富士山展
男性	34.8	42.3	41.4	42.6	40.1	44.6	45.0
女性	65.2	57.7	58.6	57.4	59.9	55.4	55.0

年齢（％）

	狩野派展	マヤ展	明治美術展	徳川展	浮世絵展	ローマ散策展	富士山展
20歳未満	10.3	21.6	37.6	4.9	4.8	3.0	10.4
20歳代	14.2	20.3	12.4	6.5	8.8	8.7	7.3
30歳代	15.7	21.8	13.1	8.7	13.6	11.7	10.4
40歳代	14.4	13.1	15.5	14.5	16.2	12.7	16.2
50歳代	21.7	10.7	7.9	26.2	30.0	24.7	25.4
60歳代	13.5	8.0	8.6	23.9	16.6	22.0	19.8
70歳以上	10.3	4.5	4.8	15.4	9.9	17.3	10.6

居住地（％）

	狩野派展	マヤ展	明治美術展	徳川展	浮世絵展	ローマ散策展	富士山展
市内	51.4	44.1	47.9	37.5	49.0	42.6	46.5
県内	35.4	49.6	36.2	55.6	42.2	52.4	41.6
県外	13.1	6.4	16.0	6.9	8.9	5.1	11.8

静岡県立美術館への来館回数

	狩野派展	マヤ展	明治美術展	徳川展	浮世絵展	ローマ散策展	富士山展
初めて	15.0	22.2	29.0	15.0			
2回目	8.1	15.6	14.7	10.6			
3-5回目	21.2	26.7	21.8	28.1			
6-9回目	14.1	15.5	8.5	17.1			
10-14回目	14.1	8.2	7.5	12.7			
15-19回目	3.9	1.8	5.1	3.3			
20回目以上	23.5	10.0	13.3	13.2			

展示室での滞留時間

	狩野派展	マヤ展	明治美術展	徳川展	浮世絵展	ローマ散策展	富士山展
-0.5時間	4.4	3.1	12.1	0.9	0.9	2.4	
0.5-1	18.9	21.6	34.3	18.2	22.9	35.3	
1-1.5	47.3	42.3	34.9	40.1	51.7	45.1	
1.5-2	16.9	21.9	14.5	26.2	19.4	13.9	
2-2.5	7.6	6.4	2.8	10.1	3.2	2.4	
2.5-3	3.8	3.0	0.3	2.8	1.4	0.7	
3時間-	1.1	1.7	1.0	1.7	0.5	0.3	

来館のきっかけ

	狩野派展	マヤ展	明治美術展	徳川展	浮世絵展	ローマ散策展	富士山展
ポスターチラシ					32.6	20.1	13.4
県民だより					3.3	2.9	5.6
HP					2.5	4.4	4.9
広報	34.7	30.5	24.6	30.3			
新聞広告					4.8	24.1	9.4
報道	16.0	37.7	14.0	38.3	6.9	6.2	8.9
いつもよく来る	6.7	4.0	6.3	4.2	16.3	12.4	12.0
招待券・割引券	6.1	5.0	4.4	4.4			
友の会会員	3.2	0.4	1.1	0.6			
誘われて	14.9	10.8	10.3	13.3	19.8	16.4	15.4
行事・旅行日程	3.4	2.7	12.5	0.8	0.8	1.1	4.2
他の目的で来て	4.0	1.1	2.9	2.3	2.8	4.0	8.0
一度来たかった	5.9	1.5	9.6	1.9	5.3	6.2	11.1
その他	5.1	6.0	14.3	4.0	4.8	2.2	7.1

1-1-2 新規来館者割合

	狩野派展	マヤ展	明治美術展	徳川展	浮世絵展	ローマ散策展	富士山展	合計
有効サンプル数	532	960	293	545	427	293		3050
新規来館者数	80	213	85	82	51	32		543
%	15.0	22.2	29.0	15.0	11.9	10.9		17.8

1-1-3 1年以内のリピート率

	狩野派展	マヤ展	明治美術展	徳川展	浮世絵展	ローマ散策展	富士山展	合計
対象サンプル数(分母)	438	722	192	445				1797
リピート数	321	452	133	314				1220
%	73.3	62.6	69.3	70.6				67.9

3-5-5 かつて学校の行事で来館したことがあるか

	狩野派展	マヤ展	明治美術展	徳川展	浮世絵展	ローマ散策展	富士山展	合計
有効サンプル数	459	871	267	454	361		409	2821
「はい」回答数	64	115	55	54	41		87	416
%	13.9	13.2	20.6	11.9	11.4		21.3	14.7

(A)

明治美術 来館のきっかけ「その他」の記述欄

1	学校の宿題
2	美術雑誌
3	同合せして
4	ポスターなどで「もうひとつの明治美術展」を知っていたがなかなかきっかけがなく、来たかったのだが迷っていた。しかし子供が学校の宿題で美術館鑑賞があると聞いたのでよいチャンスだと思い来館!!たまたま昨夜テレビで「ロダン館」の事もやっていたので子供達も喜んでいてよかったです。
5	良い企画と口コミにきいたので 同時に若手作家の企画も開催しているので2度おいしいかと思って
6	学校の宿題
7	緑ガイドで見たので
8	宿題だから
9	学校の宿題だから
10	一回来てまた来たいと思ったから

H15年展覧会データ報告（価値）

1-2-1 興味や感動が生まれたか

	狩野派展	マヤ展	明治美術展	徳川展	浮世絵展	ローマ散策展	富士山展	合計
有効サンプル数	513	997	295	532	427	290	431	3485
1または2と回答した数*	459	806	219	448	396	246	381	2955
%	89.5	80.8	74.2	84.2	92.7	84.8	88.4	84.8

*1は「はい」、2は「どちらかというと「はい」」

1-2-2 新しい発見があったか

	狩野派展	マヤ展	明治美術展	徳川展	浮世絵展	ローマ散策展	富士山展	合計
有効サンプル数	510	974	293	506	388	262	431	2933
1または2と回答した数*	416	732	217	401	327	199	404	2292
%	81.6	75.2	74.1	79.2	84.3	76.0	93.7	78.1

1-2-3 観覧料に見合う内容であったか

	狩野派展	マヤ展	明治美術展	徳川展	浮世絵展	ローマ散策展	富士山展	合計
有効サンプル数	521	982	288	525	403	271	431	3421
1または2と回答した数*	462	678	201	418	357	219	404	2739
%	88.7	69.0	69.8	79.6	88.6	80.8	93.7	80.1

4-6-1 心地よく観覧できたか

	狩野派展	マヤ展	明治美術展	徳川展	浮世絵展	ローマ散策展	富士山展	合計
有効サンプル数	517	983	292	531	422	290	451	3035
1または2と回答した数*	472	633	232	397	375	265	301	2374
%	91.3	64.4	79.5	74.8	88.9	91.4	66.7	78.2

1-2-4 他の人に来館を薦めるか

	狩野派展	マヤ展	明治美術展	徳川展	浮世絵展	ローマ散策展	富士山展	合計
有効サンプル数	478	934	273	489	388	271	451	2625
1または2と回答した数*	332	545	150	309	309	16	301	1637
%	69.5	58.4	54.9	63.2	79.6	5.9	66.7	62.4

不満足率

	狩野派展	マヤ展	明治美術展	徳川展	浮世絵展	ローマ散策展	富士山展	合計
有効サンプル数	478	934	273	489	388	271	451	3299
5または4と回答した数	50	123	50	47	12	16	49	347
%	10.5	13.2	18.3	9.6	3.0	5.9	10.9	10.5

マヤ展 不満一覧

1	私はVRシアターを楽しみにしてきました。展示品を見た後に見ることにして、上映時間に合わせて戻ってきました。すると入り口で「3分前になりましたのでもう入場できません」と言われました。その時机の上の時計は4分前でしたが（その辺はともかく）どこにも書いてなく、誰も教えてくれず「使いたいだけいっぱいある時間の中来ているのではないので「次まで入れません。まだ始まってないので何とか入場させてほしい」と言いましたが「3分前になると「びらが閉まります」の繰り返しです。遅れてきて上映してしまっているなら「いざ知らず、あまりにも型どおりで腹が立ちました。ちなみに5/31台風のさなかに来ました」
2	駐車場が遠い
3	時期の把握ができない。わかりにくい
4	特になし。関係ないことだけど、美術館に行くバスの本数を増やしてほしい
5	他の人がうるさいつーの
6	観覧料を安くして欲しい。音声ガイドを無料にしてほしい
7	せまい
8	入場料高い
9	石碑A同様→Aがどこにあるのか分からなかった。ガイドに聞いても不明。なぜ2Fで切符を買って1Fにもどらなければいけないのか。館の運営優先？
10	現場の間から切り離された文明展はナンセンス
11	とくにない。おみやげがつまらない。
12	くさい
13	展示物と説明書きを近くにおいてほしい。
14	イスをふやしてくれ
15	くだらん
16	わからない
17	新幹線からJRに乗り換えて東静岡なのかくさなぎなのか下りる駅に迷い、案内も少ない
18	説明の順序→もう少し分かり易い方がよい
19	もっと安く見たい
20	ロダン展かどっから（入口がどこおか）よくわからん
21	駐車場がおかた
22	実際に自分がマヤ文明にふれているような臨場感がない。
23	土曜日にしか来館できないので、土曜日に来たが、混んでいてゆっくり見れない。入場制限すると考えてほしい
24	もう少し語句についてかんたんな言葉にしてほしい。知らない語（カタカナ語）や材料の説明がたりないと思う
25	見学ルートをしっかり設定してほしい
26	混んでいてぜんぜん流れがなくていらついた。
27	めんどくさい
28	子供にもいいものを見せたいので子供連れで来館できるとうれしいです。子供の声のうるさいと注意されました。他の人もわりと大きい声でしゃべっていました。大人の人も同じように注意してほしいです
29	展示の意図を理解するのに苦労した。時代順であることはわかるが、マヤ文明をもっと多面的に取り上げてあると思っていたが残念だった。当時の人の宗教感、社会構成、生活などがわからない
30	エアコンが寒かった
31	マヤと言っても極一部！！マヤと言えない。
32	度、日、祭日ゆったり見たい。夜の開館も検討してほしい

33	展示ケースが高い位置にあり、つぼなど中が見えない レプリカか本物かを表示してほしい。修復部分を図解してほしい
34	しらん
35	駐車場がせまくてなかなか入れなかった。
36	最終入館時間を書いておいてくれないとゆっくり見る事ができない
37	学芸員のおねーさんがたくさんいるけど、彼女は何の為にいるんですか？質問したら答えてくれるんですか？ちょっと居すぎじゃないの？
38	シカンみたいな再現ジオラマがほしい
39	冷房がききすぎて寒かったこと
40	係の人ウザイ、金のムダ
41	人気があるのでムリもありませんが 人が多くてよく見れなかった
42	どうみていいかわからず あっちこっちでわかりにくい
43	No××で作ったというのとはなり等に展示すべき
44	素材についての解説をしてほしい
45	ベンチをもっと多く。説明をもっとわかりやすく
46	展示の仕方に問題があるのでは。これは是非注目！！といった表示がほしい。訴えてくるものがない。
47	順路の表示がないのでわかりづらい
48	前売り券を持っているのに券売場に並ばなくてはいけないこと
49	こんでる時だからひもで道を作ったら
50	案内が不親切
51	特にないです。初めて来ましたが、落ち着いたかんじで良いです。
52	1階の受付はまぎらわしい 3人もいらないと思う。 遠い
53	展示に対する説明が不足
54	小さな子供の入場は鑑賞の妨げになるので断ってほしい
55	行列の改善
56	こんでいる
57	もう少し展示物の説明がほしい

明治美術 不満一覧

1	金が高い！
2	冷房が強い。
3	係員が何も注意しないのは何故ですか。ただずわっているだけなら人形で充分です。
4	安くして下さい。
5	作品の説明版が小さい、人が多いと読めない。視力＝眼鏡をして1.0程度
6	⑥
7	地獄の門の説明が少ない
8	もっとおもしろくして しずかスギ!
9	トイレの水のうまさ
10	作品を守りたいということはわかるけど 女の人がたくさんいていわかんがある
11	作品についての説明がないのが不満
12	柵がまちまち
13	常設展の充実を望む
14	寒い

H15年度・講座系普及事業<講演会>

(%)

		明治美術	徳川9/21	徳川10/12	浮世絵	風景	ローマ	富士山
価値	満足度	94.1	92.6	100.0	93.9	80.6	100.0	90.5
	内容理解	94.1	100.0	100.0	93.9	83.9	100.0	90.9
	準備・対応	70.6	62.5	58.3	87.5	77.4	76.9	80.0
	講師態度	82.4	100.0	97.4	97.8	92.9	92.3	95.0
性別	男性	41.2	51.9	48.8	43.1	28.1	50.0	23.8
	女性	58.8	48.1	51.2	56.9	71.9	50.0	76.2
年齢	20歳未満	5.9	0.0	4.5	1.9	0.0	0.0	0.0
	20歳代	0	0.0	13.6	3.8	3.3	8.3	9.5
	30歳代	11.8	7.1	4.5	5.7	6.7	16.7	4.8
	40歳代	5.9	7.1	4.5	9.4	6.7	8.3	4.8
	50歳代	29.4	10.7	6.8	30.2	30.0	25.0	19.0
	60歳代	35.3	53.6	50.0	26.4	40.0	16.7	52.4
	70歳以上	11.8	21.4	15.9	22.6	13.3	25.0	9.5
	居住地	市内	64.7	70.4	52.3	60.8	77.4	50.0
	県内	17.6	29.6	40.9	35.3	22.6	50.0	36.4
	県外	17.6	0.0	6.8	3.9	0.0	0.0	0.0
館・来館回数	初めて	11.8	3.7	15.9	3.8	0.0	7.7	9.5
	2	5.9	3.7	15.9	5.7	0.0	0.0	4.8
	3-5	11.8	22.2	20.5	15.1	3.6	15.4	9.5
	6-9	5.9	14.8	11.4	13.2	3.6	23.1	14.3
	10-14	11.8	11.1	18.2	11.3	17.9	23.1	9.5
	15-19	11.8	0.0	0.0	5.7	7.1	0.0	0.0
	20回以上	41.2	44.4	18.2	45.3	67.9	30.8	52.4
	参加回数	初めて	17.6	23.1	45.5	27.5	11.1	46.2
	2	11.8	15.4	15.9	15.7	3.7	7.7	4.8
	3-5	17.6	19.2	18.2	15.7	14.8	38.5	14.3
	6-9	17.6	3.8	2.3	11.8	22.2	0.0	19.0
	10-14	5.9	15.4	11.4	5.9	7.4	0.0	9.5
	15-19	5.9	0.0	0.0	2.0	11.1	0.0	4.8
	20回以上	23.5	23.1	6.8	21.6	29.6	7.7	4.8

H15年度・講座系普及事業<美術講座>

(%)

		狩野派	北斎広重	ローマ	フロア8/17	フロア1/31	大観	探幽
価値	満足度	97.2	100.0	90.9	90.0	100.0	100.0	100.0
	内容理解	94.4	100.0	95.5	100.0	100.0	100.0	100.0
	準備・対応	82.9	80.6	90.9	80.0	-	100.0	87.5
	講師態度	94.4	100.0	95.5	100.0	100.0	100.0	100.0
性別	男性	41.7	27.3	36.4	72.7	27.3	22.2	37.5
	女性	58.3	72.7	63.6	27.3	72.7	77.8	62.5
年齢	20歳未満	0.0	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20歳代	8.1	0.0	9.5	9.1	0.0	0.0	0.0
	30歳代	10.8	8.8	14.3	27.3	27.3	11.1	12.5
	40歳代	5.4	14.7	19.0	18.2	18.2	11.1	0.0
	50歳代	35.1	26.5	14.3	18.2	9.1	33.3	12.5
	60歳代	32.4	26.5	28.6	18.2	27.3	33.3	50.0
	70歳以上	8.1	20.6	14.3	9.1	18.2	11.1	25.0
	居住地	市内	64.9	44.1	85.7	36.4	60.0	30.0
	県内	27.0	35.3	14.3	36.4	40.0	60.0	12.5
	県外	8.1	20.6	0.0	27.3	0.0	10.0	0.0
館・来館回数	初めて	5.6	18.8	13.6	27.3	0.0	27.3	0.0
	2	8.3	9.4	0.0	9.1	9.1	0.0	0.0
	3-5	11.1	12.5	0.0	9.1	18.2	0.0	0.0
	6-9	16.7	15.6	13.6	0.0	27.3	9.1	0.0
	10-14	16.7	15.6	22.7	9.1	27.3	9.1	0.0
	15-19	0.0	3.1	4.5	0.0	0.0	0.0	14.3
	20回以上	41.7	25.0	45.5	45.5	18.2	54.5	85.7
	参加回数	初めて	45.7	39.4	33.3	100.0	63.6	55.6
	2	5.7	15.2	23.8	0.0	36.4	11.1	14.3
	3-5	22.9	24.2	38.1	0.0	0.0	11.1	14.3
	6-9	14.3	9.1	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0
	10-14	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3
	15-19	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20回以上	8.6	12.1	4.8	0.0	0.0	11.1	42.9

H15年度・実技系普及事業レギュラープログラム

(%)

		自由工房	デッサン会	粘土開放日	版画入門	実技講座
価値	満足度	100.0	90.0	98.6	100.0	96.2
	内容理解	96.0	100.0	96.4	100.0	92.3
	準備・対応	96.0	100.0	97.1	100.0	96.2
	講師態度	100.0	100.0	97.1	100.0	100.0
	進んで参加	100.0	90.0	96.3	94.4	96.2
	居住地	市内	66.7	50.0	81.4	77.8
	県内	20.8	50.0	16.4	16.7	21.4
	県外	12.5	0.0	1.4	5.6	0.0
館・来館回数	初めて	24.0	0.0	21.6	0.0	3.6
	2	12.0	0.0	13.7	0.0	0.0
	3-5	8.0	10.0	26.6	6.7	7.1
	6-9	16.0	10.0	15.1	6.7	17.9
	10-14	16.0	10.0	10.1	33.3	14.3
	15-19	0.0	0.0	3.6	13.3	7.1
	20回以上	24.0	70.0	9.4	40.0	50.0
	参加回数	初めて	78.3	70.0	79.7	50.0
	2	4.3	0.0	11.6	5.6	35.7
	3-5	4.3	10.0	5.8	27.8	42.9
	6-9	0.0	0.0	1.4	11.1	7.1
	10-14	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	15-19	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20回以上	13.0	20.0	1.4	5.6	0.0
媒体	広報	41.7	50.0	34.3	55.6	61.5
	報道	0.0	0.0	2.9	5.6	0.0
	よく来る	25.0	25.0	3.6	11.1	7.7
	友の会	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8
	誘われて	16.7	0.0	26.4	11.1	0.0
	学校	0.0	0.0	19.3	0.0	0.0
	やっていた	0.0	0.0	2.9	11.1	0.0
	その他	0.0	25.0	10.7	5.6	26.9

H15年度・実技系普及事業NSなど

(%)

		生きろ	えんぴつ	水彩画	線のリズム	安岐	
価値	満足度	87.5	90.9	95.2	100.0	100.0	
	内容理解	87.5	90.0	90.5	100.0	100.0	
	準備・対応	75.0	100.0	85.7	100.0	100.0	
	講師態度	87.5	100.0	95.2	100.0	100.0	
	進んで参加	100.0	90.0	90.5	100.0	100.0	
	居住地	市内	62.5	100.0	76.2	66.7	88.9
	県内	37.5	0.0	19.0	33.3	5.6	
	県外	0.0	0.0	4.8	0.0	5.6	
館・来館回数	初めて	25.0	27.3	0.0	0.0	6.3	
	2	0.0	18.2	9.5	0.0	0.0	
	3-5	25.0	27.3	9.5	0.0	18.8	
	6-9	0.0	0.0	9.5	10.5	0.0	
	10-14	12.5	27.3	0.0	10.5	31.3	
	15-19	0.0	0.0	4.8	15.8	25.0	
	20回以上	37.5	0.0	66.7	57.9	18.8	
	参加回数	初めて	62.5	72.7	40.0	47.4	41.2
		2	12.5	9.1	10.0	10.5	23.5
		3-5	25.0	18.2	40.0	26.3	23.5
	6-9	0.0	0.0	5.0	0.0	5.9	
	10-14	0.0	0.0	5.0	10.5	5.9	
	15-19	0.0	0.0	0.0	5.3	0.0	
	20回以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
媒体	広報	42.9	36.4	47.4	55.6	50.0	
	報道	0.0	18.2	0.0	0.0	0.0	
	よく来る	0.0	0.0	26.3	27.8	11.1	
	友の会	0.0	0.0	10.5	0.0	0.0	
	誘われて	28.6	18.2	10.5	5.6	33.3	
	学校	0.0	0.0	0.0	5.6	0.0	
	やっていた	0.0	0.0	0.0	5.6	0.0	
	その他	28.6	27.3	5.3	0.0	5.6	

美術館運営のための平成15年度改善事項

1 平成15年度中に取組んだ改善事項

(1) 展覧会関係

- ① 次回展覧会のポスター・チラシの早期作成に努め、次回予告として掲示・配架している。
- ② 収蔵品展のパンフレットをカラー化し、展示作品をよりアピールできるものとした。
- ③ いつでも富士山を描いた絵画が見られるように、富士山の絵画を常時展示することとした。
- ④ 展示解説の大幅な見直し・改良（作者中心の解説から作品の見方の解説へ）をした。

(2) 施設関係

- ① 県民ギャラリーの優先貸出基準の改正
 - ・静岡県文化協会に加盟している団体に限っていたものを撤廃した。
 - ・全県的に活動している団体で、展覧会の規模等が一定の要件（出品作品数100点以上等）を満たしている場合に優先予約を承認する。
- ② JR草薙駅前に美術館展覧会案内の看板を設置
 - ・規模—高さ0.75m×幅4.00m
 - ・設置時期—平成16年3月下旬
- ③ 館内及び館周辺のサインの見直し
 - ・143個検証、66個継続使用、4個撤去、24個リニューアル済み、残りは16年度以降対応
 - ・美術館へのアクセス道路での案内2ヶ所の設置について、道路管理者と協議済み

(3) 収蔵品取得関係

ジャンルのバランスに拘らない良質な作品の取得に努めた。

2 平成16年度から取組む改善事項

(1) 展覧会関係

- ① 収蔵品展のテーマ性をより明確にする。
年間行事予定や収蔵品パンフレット等で、テーマ性をより明確にしていくとともに、展示作品や作家を具体的に紹介していく。
- ② 館収蔵の人気作品（伊藤若冲派・樹花鳥獣図屏風）を毎年定期的（ゴールデンウィーク）に展示し、より多くの人に観覧していただく。
- ③ ロダン館の展示内容を含めた活用法等、ロダン館の新たなアピール方策を検討、実施していくこととした。

(2) 施設関係

ミュージアム・ショップでクレジットカードを使用できるように改善する。（平成16年4月1日から使用可能）

(3) 教育普及関係

ワークショップ等で来館した児童・生徒を収蔵品展とロダン館に導いて、帰館させる。

2-1 中間報告書〈ニューパブリックミュージアム（NPM）の実現をめざして〉の要旨 （静岡県立美術館評価委員会中間報告書：平成16年6月）

ア 報告書の性格

現在の委員会は15、16年度の2年間を活動期間としており、15年度の活動の成果（委員会の生の議論・検討の記録）を中間報告書としてまとめた。

イ 報告書の概要

(ア)静岡県立美術館における評価制度のあり方

- ① 評価制度の目的は、持続する経営改善を促すこととする。
- ② 評価対象は、美術館の経営を支える4つのレベルの全てとする。
 レベル1 オペレーション（現場の作業・業務手順の品質保全）
 レベル2 マネジメント（館長等による美術館の資産等の活用・管理）
 レベル3 ガバナンス（経営の健全性・安定性を確立するための仕組み）
 レベル4 社会からの支援体制（資金、人材の資源供給、外部経済効果の還流システム）
- ③ レベル1・レベル2については美術館が主体的に行う戦略計画方式の評価とし、館の使命と戦略目標を前提とし、美術館が毎年度自ら目標値を設定、その達成状況を自ら点検する目標管理システムとし、第三者評価委員会が二次評価を行う。
- ④ レベル3・レベル4については、美術館の自助努力の枠を超えた予算配分や人事制度についての問題提起、あるいは県の支援体制の問題点について、第三者評価委員会が調査し、独自の評価報告書を年1回出す。

静岡県立美術館の評価体系			
評価対象	目的	評価者	
		1次	2次
レベル1 オペレーション	館自らの努力による評価	館自身	第三者 評価委員会
レベル2 マネジメント	使命に沿った目標管理		
レベル3 ガバナンス	館の自助努力をおこさせる課題の指摘	第三者 評価委員会	なし
レベル4 社会からの支援体制	スポンサーとしての県庁や地域への問題提起		

(イ) 今後の検討課題（県立美術館が直面する経営課題）

- ① PDCA サイクルの確立とマーケティング手法の本格導入
- ② 自己点検・評価の実施
- ③ 現在の施設と展示内容を前提としたうえで、当面すぐに行うべき改善活動
- ④ 企画展の積極的な集客戦略サイン・案内表示など、対外的な訴求力の向上努力
- ⑤ レストランやショップを含む入館者に対する顧客満足度の向上のための改善活動
- ⑥ 周辺の機関や駅前に立地する静岡アートギャラリーなど、近隣地区の関連施設との連携
- ⑦ 存在意義や使命の抜本的見直し
- ⑧ ボランティアの積極活用に加え、地元の住民やNPOなどの参画
- ⑨ 指定管理者制度の導入に伴う経営主体とガバナンスの見直し
- ⑩ 名称と立地の見直し（たとえば「静岡ロダン館」といった名称への変更、サテライト・ネットワーク提携施設の開設など）
- ⑪ 戦略計画型の評価制度の運用
- ⑫ 第三者評価委員会の運用

(ウ) 「ニューパブリックミュージアムの実現をめざして」

開館 20 周年に向けて、ハードとソフト、経営面の全面的なリニューアルを行うべきであり、リニューアルの意思決定には「市民参画（パブリック・インボルブメント：PI）方式を採用するなど、県民の関心と潜在力を引き出す場と手法を設けるべきである。

2-2 中間報告書提言内容と対応【整理】

「対応」欄の記号の説明：「実施済」=◎、「賛同・実施」=○、「賛同・検討」=◇、「可否検討」=△、「疑問」=?

章	項目	頁	県として対応	
			記号	説明、疑問等
I	1 基本的な考え方	8	○	
	taiou	10	○	戦略計画の観点から、なぜ「五つの観点」になったのか、その基本的な考え方、「事業・活動力」と「パブリックインパクト力」との区別、「地域力への貢献」について理解しづらい。
	3 評価システムの運用イメージ	14	○	
II	1 評価ワーキンググループ「ベンチマークを活用した評価」	16		
	(2) 評価ワーキンググループの概要と使命再構築の出発点	16	○	教値・指標の適否について検討不足
	(3) SWOT分析から得たファクトと戦略の抽出	17	○	再度検証
	(4) 現状把握調査から得たそれ以外のファクト	18	○	アンケート手法の改善必要
	(5) 今後の評価ワーキング活動：使命の再構築と方向性の確認	19	○	
	2 価値評価チーム① コレクション	25		
	(1) コレクション評価のあり方	25		
	① 収蔵品に対する美術館としての価値づけがなされており、その記述が目録にあること	25	◎○	収集方針をホームページに掲載 年報への新作品解説等の掲載を検討
	② 誰もが活用できるデータベースが整備されていること	25	◇	
	③ 上記を実施できる仕組みがあり、人と予算が確保されていること	25	◇	
	④ コレクションが有効に活用されていること	25	◎○	パスカードの図柄、飲料水のパッケージにコレクション活用済
	(2) 静岡県立美術館のコレクション評価結果	26	◇	学校との連携にはNPOなどの活用
	2 価値評価チーム② 地域資源	29		
	(1) 地域との関係	29		
	① 立地問題	29	?○	・モータリゼーションの時代の中で、立地条件で不利はない ・観光客を対象とした広報の充実等
	② 近隣施設との連携	29	○	
	③ 地元住民などとの連携	29	◇	
(2) 地域NPOの参画の可能性	30	○		
3 業務改善チーム① 研究・展示・教育普及活動	35			
(2) 展示活動	35			
① 展示空間の演出と展示構成の見直し	35	○	エントランスホールは必要な範囲で改善、試行	
② 展示テーマ	36	○		
(3) 教育普及活動	36			
① 人材の問題	36	○		
② ロダン館を創作の場・教育普及の場としても活用	37	○	ロダン館を教育普及の場とするプログラムの検討	
③アウトリーチ活動のさらなる展開	37	○		
3 業務改善チーム② アクセス	38			
(1) サイン改善の必要性と実施の留意点	38	◎○	サインワーキング立ち上げによる現状見直し・リニューアル準備中	
(2) サテライトの整備	38	◇		
(3) パンフレットやホームページの情報内容再検討	39	◎	ロダン館10周年にあわせホームページのデザインをリニューアル	
(4) 公園との運動・「緑」をキーワードに	39	?	公園に来た者を美術館に導くことの困難さ	
(5) エントランス空間の見直し	40	?◇	・エントランスの現在の雰囲気・構造の効果等により変更には疑問 ・インフォメーション場所変更に関する ・図書室前ラウンジ化の必要性に関する ・総合案内板的なサイン設置を準備	

「対応」欄の記号の説明：「実施済」=◎、「賛同・実施」=○、「賛同・検討」=◇、「可否検討」=△、「疑問」=?

章	項目	頁	県として対応	
			記号	説明、疑問等
II	3 業務改善チーム③ サービス部門	41		
	(1) 経営形態の見直し	41	△	テナント方式への変更に関する ガバナンス問題とともに検討
	(2) ハード面のリニューアルの必要性	41	◎	ショップ、休憩室改善済
	(3) レストランの改善策	42	?	レストラン側の意向確認結果により提案改善策に疑問
	(4) ミュージアムショップの改善策	43	○	
	4 経営チーム① 使命と位置づけの問題	44		
	(2) 使命の見直しの必要性	44	○	
	(3) 地域のアートを掘り起こすという視点への転換	47		
	① 地域再生型ミュージアムの可能性	47	◇	伝統工芸品の展示即売の充実 地域工芸家・団体とのネットワーク
	② 地域資源の掘り起こし	48	◇○	「観光交流戦略検討ワーキンググループ」を立ち上げ、取組中
③ 公正性と競争原理	49	○	県民ギャラリーの使い方の見直し	
4 経営チーム② 経営体制のあり方	50			
(1) 経営主体の明確化	50	△		
(2) 文化政策のなかにおける位置づけのあいまいさ	51	○	「文化政策推進会議」を中心とした検討作業により明確化	
(3) 美術館における評議会のあり方	51	○	協議会をアクティブな組織になるよう検討	
(4) 美術館の経営形態の問題	52	△		
(5) 館内部における経営体制の確立	53	○	アンケート調査の実施方法等を再検討し、継続実施	
(6) 情報公開	53	○		
III	(1) 今後の課題の整理	54		
	1 PDCAサイクルの確立とマーケティング手法の本格的な導入	54	○	
	2 自己点検・評価の実施	54	○	
	3 現在の施設と展示内容を前提としたうえで、当面すぐに行うべき改善活動	54	○	
	4 企画展や積極的な集客戦略やサイン・案内表示など、対外的な訴求力の向上の努力	54	○	
	5 レストランやショップを含む入館者に対する顧客満足度の向上の為の改善活動	54	○	
	6 周辺機関や駅前に立地する静岡県アートギャラリーなど、近隣関連施設との連携	54	○	
	7 そもそも存在意義や使命の抜本的な見直し	54	◇	
	8 ボランティアの積極活用に加え、地元の住民やNPOなどの参画	54	○	
	9 指定管理者制度の導入にともなう経営主体とガバナンスの見直し	54	△	
	10 名称と立地の見直し	54	△	
	11 戦略計画型の評価制度の運用	55	○	
	12 第三者評価委員会の運用	55	○	
	(2) 関連部門・利害関係者の果たすべき役割	55		
① 美術館	55	○		
② 県庁	55	△		
③ 地元の企業や住民・NPO	56	◇		
(3) 評価委員会が果たすべき役割	56			
① 実践支援	56	?	展示会活動に関する評価（P35）を含め、どのような活動になるのか	
② 戦略計画方式の評価制度導入への支援活動とその評価	56	○		

「対応」欄の記号の説明：「実施済」=◎、「賛同・実施」=○、「賛同・検討」=◇、「可否検討」=△、「疑問」=?

章	項 目	頁	県として対応	
			記号	説 明、疑 問 等
	③ 第三者評価委員会の設計	57	○	
IV	(1) スーパー・リニューアルの考え方	58	◇	
	(2) パブリック・インボルブメント手法の採用	60	◇	
	(3) 「ニューパブリックミュージアム」の実現に向けて	60	◇	

県としての基本的なスタンス

- 1 評価システムについては、出来次第実施する。
- 2 改善提案等については、可能なものから実施する。
- 3 抜本的な改革については、20周年以降のあり方を見据え検討を始める。

2-3 静岡県立美術館評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 静岡県立美術館（以下「美術館」という。）が行う諸活動の成果を検証・評価し、経営改善を通じて、より良い顧客サービスを提供するため、静岡県立美術館評価委員会（以下「評価委

員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項を所管する。

(1)評価システムに関する検討

(2)美術館が行う諸活動の評価

(3)美術館長及び生活・文化部長に対する評価結果報告並びにそれに基づく提言

(4)その他この評価委員会の目的達成に関すること

(委員)

第3条 委員は生活・文化部長が委嘱する。

2 委員の人数は、概ね10人以内とする。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 新たに必要が生じたために委嘱された委員の任期は、他の委員の任期満了の日までとする。

(組織)

第4条 評価委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は必要に応じて個別課題検討のための分科会を置くことができる。

3 委員会及び分科会は公開とし、その傍聴に関して必要な事項は別に定める。

4 委員会及び分科会には、委員以外の者に出席を求めることができる。

(アドバイザー)

第6条 委員会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは評価に関する各種の助言、情報提供等を行う。

3 アドバイザーの任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、生活・文化部文化政策室に置き、その事務を行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年7月3日から施行する。

2 この要綱の施行の日に委嘱する委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成17年

3月31日までとする。

3 この要綱の施行の日に委嘱するアドバイザーの任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平

成17年3月31日までとする。

附 則

この改正は、平成16年7月5日から施行する。

3-1 県立美術博物館建設基本構想 [昭和54年11月]

(県議会百年記念事業調査特別委員会審議結果)

県立美術博物館は、次の目的をもって建設する。

- ア ① 本県の風土の中で育まれた美術作品を中心として、県内外の優れた作品を収集展示する。
- ② 美術作品の鑑賞と学習を通して広く県民の美に対する情操を高めるとともに、創作活動を促す文化の殿堂とする。
- イ 県土の歴史についての資料を収集展示して、県民に、本県発展の足跡を理解させ、明日の郷土作りに役立つ生涯学習の場とする。

3-2 静岡県立美術博物館の建設計画に関する答申 [昭和55年7月1日]

(県立美術博物館建設計画委員会)

美術博物館は、美術、歴史、考古、民俗部門を統合した人文系の施設として、広く県民に対し美術作品の鑑賞と創作活動の場を提供するとともに、県土の歴史資料等を収集展示して明日の郷土作りに役立つ生涯学習の場とすること。

静岡県立美術博物館の運営について

- ① 美術博物館の行う各種の展示、創作や学習の場の提供等の事業は県立の施設としての役割に鑑み、県民のみ、つくる、まなぶ、かたる意欲に応え、自らの情操を高める契機となり得るものであること。
- ② 運営管理に当たっては、その合理化と省力化に努めること。また組織は各分野がそれぞれ専門性を十分発揮するとともに、有機的に結合した一元的なものとすること。
- ③ 広く県民の意向を反映させるため、県民の代表や学識経験者からなる美術博物館協議会を設置し、円滑な運営を図ること。

3-3 静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例

昭和60年12月23日

条例第38号

静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例をここに公布する。

静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 美術の振興を図り、もつて県民の文化の発展に寄与するため、静岡県立美術館(以下「美術館」という。)を静岡市に設置する。

(一部改正〔平成3年条例2号〕)

(観覧料)

第3条 美術館に展示されている美術品を観覧しようとする者は、別表第1に定める額の観覧料を納めなければならない。

(特別観覧)

第4条 知事は、美術館に収蔵されている美術品について学術研究等のために必要があると認めるときは、当該美術品の模写、模造、撮影等(以下「特別観覧」という。)をしようとする者に対して、当該特別観覧を承認することができる。

2 前項の承認には、美術館の管理のために必要な限度において条件を付することができる。

(一部改正〔平成3年条例2号〕)

(特別観覧料)

第5条 特別観覧をしようとする者は、別表第2に定める額の特別観覧料を前納しなければならない。

(使用の承認)

第6条 県民ギャラリー又は講堂(以下「県民ギャラリー等」という。)を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、県民ギャラリー等の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(一部改正〔平成3年条例2号〕)

(使用の不承認)

第7条 知事は、次の各号の一に該当するときは、県民ギャラリー等の使用を承認しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 管理及び運営上支障があると認めるとき。

(3) その他その使用を不相当と認めるとき。

(一部改正〔平成3年条例2号〕)

(使用の承認の取消し等)

第8条 知事は、第6条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消し、又は使用を制限することができる。

(1) 前条各号に掲げる理由が生じたとき。

(2) 第6条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

2 前項の場合において、使用者に損害を生ずることがあっても、県はその賠償の責めを負わない。

(一部改正〔平成3年条例2号〕)

(使用料)

第9条 県民ギャラリー等を使用しようとする者は、別表第3に定める額の使用料を前納しなければならない。

(観覧料等の減免)

第10条 知事は、特別の理由があると認めるときは、観覧料、特別観覧料又は使用料(以下「観覧料等」という。)を減免することができる。

(観覧料等の不還付)

第11条 既納の観覧料等は還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(職員)

第12条 美術館に事務職員その他の必要な職員を置く。

(協議会の設置)

第13条 博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定に基づき、美術館に静岡県立美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の委員)

第14条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、15人以内とする。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(管理の委託)

第15条 美術館の管理は、公共的団体に委託することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成3年条例2号〕)

附 則

この条例は、昭和61年1月1日から施行する。ただし、第3条から第16条までの規定は、同年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月29日条例第43号)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に承認した静岡県立美術館の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成3年3月19日条例第2号)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例第4条第1項又は第6条第1項の規定により承認を受けている者は、改正後の静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例第4条第1項又は第6条第1項の規定により承認を受けた者とみなす。

附 則(平成4年3月25日条例第14号)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に承認した静岡県立美術館の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成8年3月28日条例第11号)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に承認した静岡県立美術館の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月19日条例第16号)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に承認した静岡県立美術館の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成13年7月24日条例第45号)

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成15年3月12日条例第2号)

この条例は、平成15年4月1日より施行する。

別表第1 (第3条関係)

(1) 常設展示

利用区分	観覧料
個人	300円
団体	1人につき200円

備考

- 1 個人とは、満15歳以上の者であつて、中学校及び高等学校の在学者並びにこれらに準ずる者以外のものをいう。
- 2 団体とは、20人以上をいう。
- 3 企画展示と常設展示を併せて観覧する場合の常設展示の観覧料は、減額し、又は無料とすることができる。

(2) 企画展示

1,500円を限度として知事はその都度定める額

別表第2 (第5条関係)

特別観覧料

利用区分	特別観覧料
模写	1点1日につき2,000円
模造	1点1日につき2,000円
撮影	1点1回につき4,000円
熟覧	1点1日につき1,000円
原板使用	1点1回につき3,000円

別表第3 (第9条関係)

(一部改正 [平成元年条例43号・4年14号・8年11号・11年16号・13年45号・15年2号])

(1) 県民ギャラリー

利用区分		使用料
		10時から17時30分まで
入場料を徴収する場合	県民ギャラリーA	16,950円
	県民ギャラリーB	12,750円
入場料を徴収しない場合	県民ギャラリーA	11,300円
	県民ギャラリーB	8,500円

(2) 講堂

使用料		
午前	午後	全日
10時から12時30分まで	13時から17時30分まで	10時から17時30分まで
7,550円	13,650円	21,200円

3-4 静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する 条例施行規則

平成3年3月26日

規則第24号

静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則をここに制定する。

静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例(昭和60年静岡県条例第38号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 静岡県立美術館(以下「美術館」という。)の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、美術館の長(以下「館長」という。)が特に必要と認める場合には、開館時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは休館日以外の日に休館することができる。

(1) 開館時間 午前10時から午後5時30分まで。ただし、入館時間は、午後5時までとする。

(2) 休館日

ア 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日)

イ 12月27日から翌年の1月3日までの日
(一部改正〔平成9年規則51号・13年59号〕)

(観覧手続)

第3条 常設展示又は企画展示を観覧しようとする者は、条例第3条に規定する観覧料を納付し、観覧券の交付を受けなければならない。ただし、館長が認めた団体については、観覧後に観覧料を納めることができる。

(特別観覧手続)

第4条 条例第4条第1項に規定する特別観覧をしようとする者は、あらかじめ、様式第1号による特別観覧承認申請書を館長に提出しなければならない。

2 館長は、特別観覧を承認したときは、特別観覧承認書を当該申請をした者に交付するものとする。

(県民ギャラリー等の使用手続)

第5条 条例第6条第1項に規定する県民ギャラリー等を使用しようとする者は、あらかじめ、様式第2号による県民ギャラリー等使用承認申請書を館長に提出しなければならない。

2 館長は、県民ギャラリー等の使用を承認したときは、県民ギャラリー等使用承認書を当該申請をした者に交付するものとする。

(使用の制限)

第6条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を禁止、又は退館を命ずることができる。

(1) 館内の風紀若しくは秩序を乱し、又は設備を損傷するおそれのある者

(2) 館内の諸規程に違反し、又は管理運営上支障があると認められる者

(3) その他館長の指示等に違反した者

(譲渡等の禁止)

第7条 第4条第2項又は第5条第2項の規定による承認を受けた者(以下「使用権利者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第8条 使用権利者は、その使用を終わったときは、速やかに、県民ギャラリー等を原状に復ししなければならない。条例第8条第1項の規定により使用の承認の取消し等の処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第9条 美術館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、美術館の施設若しくは設備を損傷し、又は美術品等を亡失し、若しくは損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(観覧料等の減免)

第10条 条例第10条の規定による観覧料等の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が常設展示又は企画展示を観覧する場合 観覧料の全額

(2) 前号に規定する者が常設展示又は企画展示を観覧するときに現に付き添って介護をしている者(障害者1人につき1人に限る。)が常設展示又は企画展示を観覧する場合 観覧料の全額

(3) 年齢 70 歳以上の者が常設展示又は企画展示を観覧する場合 観覧料の全額

(4) 教育課程に基づく教育活動として常設展示を観覧する児童又は生徒を引率する者が常設展示を観覧する場合 観覧料の全額

(5) その他館長が特別の理由があると認める場合 館長が別に定める額

2 観覧料等の減免を受けようとする者は、あらかじめ、様式第 3 号による観覧料等減免申請書を館長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、前項第 1 号から第 3 号までに規定する者が常設展示又は企画展示を観覧するときは、この限りでない。

3 館長は、観覧料等の減免を承認したときは、観覧料等減免承認書を当該申請をした者に交付するものとする。

(一部改正〔平成 5 年規則 13 号・9 年 51 号・12 年 17 号〕)

(観覧料等の還付)

第 11 条 条例第 11 条ただし書の規定による観覧料等の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 観覧者、特別観覧者又は県民ギャラリー等の使用者の責めに帰することができない理由により観覧、特別観覧又は県民ギャラリー等の使用ができなくなったとき。

(2) その他館長が特別の理由があると認めるとき。

2 観覧料等の還付を受けようとする者は、観覧券又は様式第 4 号による特別観覧料(使用料)還付申請書を館長に提出しなければならない。ただし、前項第 1 号に規定する理由に該当する特別観覧料及び県民ギャラリー等使用料の還付については、この限りでない。

(委任)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 25 日規則第 13 号)

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 10 日規則第 5 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 28 日規則第 51 号)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 17 号)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際改正前の静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている申請書は、改正後の静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の相当する様式により提出された申請書とみなす。

3 この規則の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成 13 年 7 月 24 日規則第 59 号)

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

様式第1号(第4条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)
 (一部改正〔平成6年規則5号・12年17号〕)

特別観覧承認申請書

年 月 日

静岡県立美術館長 様

住所
 氏名
 電話番号

次のとおり特別観覧の承認を受けたいので、申請します。

美術品の名称	作者名	点数				
特別観覧の目的						
区分	模写	模造	撮影	熟覧	原板使用	
日時	年 月 日	年 月 日	時から	時から	時まで	時まで
内訳	模写	点	日	円	合計	円
	模造	点		円		
	撮影	点	回	円		
	熟覧	点	日	円		
	原板使用	点	回	円		
備考						

様式第2号(第5条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)
 (一部改正〔平成6年規則5号・12年17号〕)

県民ギャラリー等使用承認申請書

年 月 日

静岡県立美術館長 様

住所 法人にあっては、その主たる事務所の所在地
 氏名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 印

次のとおり県民ギャラリー等の使用の承認を受けたいので、申請します。

展覧会、講演等の名称		
展覧会、講演等の内容		
使用区分	県民ギャラリー(A・B)	講堂
使用期間	年 月 日() 時 分から	年 月 日() 時 分まで
		日間
入場料等の徴収の有無	有 ・ 無	円
主催者名		
連絡責任者及び電話		
後援者名		

す。

(注) 展覧会、講演等の詳細な内容を記載した書類を添えてください。

様式第 3 号(第 10 条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)
 (一部改正〔平成 6 年規則 5 号〕)

観覧料等減免申請書

年 月 日

静岡県立美術館長 様

住所 法人にあつては、その主たる事務所の所在地
 氏名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 印

次のとおり観覧料等の減免の承認を受けたいので、申請します。

減免申請の区分	観覧料	特別観覧料	使用料	
申請の理由				
日時	年 月 日()	時	分から	
	年 月 日()	時	分まで	
観覧人員				人
県民ギャラリー等使用の場合は、推定入場人員				人
責任者氏名				
責任者電話番号				
観覧料等				円
減免申請額				円

様式第 4 号(第 11 条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)

(一部改正〔平成 6 年規則 5 号〕)

特別観覧料

還付申請書

使用料

年 月 日

静岡県立美術館長 様

住所	法人にあつては、その主たる事務所の所在地		
氏名	法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		印
次のとおり	特別観覧料 使用料	の還付を受けたいので、申請します。	
特別観覧承認書等の年月日及び文書番号			
還付を受けようとする理由			
還付を受けようとする金額			円

3-5 静岡県立美術館非常勤館長設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、静岡県立美術館（以下「美術館」という。）の非常勤の館長（以下「館長」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(職務)

第2条 館長は、美術館の館務を掌握し、所属職員を監督する。

(任用)

第3条 館長は、美術等に関する学識経験を有するものうちから、知事が任命する。

2 任用期間は、2年以内とする。ただし、知事が必要と認めた場合は再任用することができる。

(報酬)

第4条 (略)

(期末手当)

第5条 (略)

(費用弁償)

第6条 (略)

(勤務時間)

第7条 勤務時間は、1週間につき30時間以内とし、その割振りは別に定める。

(公務災害補償)

第8条 公務上の災害又は通勤による災害については、静岡県議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年静岡県条例第55号）の定めるところによる。

(実施に関し必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成4年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

4-1 静岡県立美術館協議会設置要綱

静岡県立美術館協議会設置要綱をここに制定する。

静岡県立美術館協議会設置要綱

(設置)

第1条 静岡県立美術館の運営を円滑に進めるため、美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、静岡県立美術館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の委員)

第2条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、知事が任命する。

2 委員の定数は、15人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、その委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(協議会の会長等)

第3条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

(協議会の庶務)

第5条 協議会の庶務は、美術館において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

附 則

1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

2 第2条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行の際現に県立美術館の設置、管理および使用料に関する条例(昭和60年12月23日条例第38号)第13条に規定する静岡県立美術館協議会の委員に任命されている者は、協議会の委員に任命されたものとみなす。

3 前項の規定により協議会の委員に任命されたものとみなされた者の任期は、平成4年7月31日までとする。

4-2 静岡県立美術館専門委員設置要綱

(設置)

第1条 静岡県立美術館(以下「美術館」という。)の美術品収集等専門的事項を適切に処理するため、美術館に静岡県立美術館専門委員(以下「委員」という。)を置く。

(職務)

第2条 委員は次に掲げる事項について意見を述べる。

(1) 美術品の選定に関すること。

(2) その他美術に関する専門的事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は6名以内とする。

2 特別の事項を調査する必要があるときには、美術館長は臨時委員を委嘱することができる。

3 美術品の選定については、物件ごとに3人以上の委員又は臨時委員とする。

(委嘱)

第4条 委員及び臨時職員は美術に関する専門的知識を有するものの中から美術館長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。

2 委員は再任することができる。

3 臨時委員は当該特別事項の調査が終了したときは退任するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるものは、委員に関して必要な事項は、美術館長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年10月1日から施行する。

2 静岡県立美術館顧問設置要綱(昭和57年9月1日施行)及び静岡県立美術館資料選定委員設置要綱(昭和57年9月1日施行)は廃止する。

4-3 静岡県立美術館資料評価委員会要綱

(設置)

第1条 静岡県立美術館に収蔵する資料を適正に評価するため、静岡県立美術館に資料評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人で組織する。

2 委員会は、別表にある者をもってこれを充てる。

3 委員会に、会長及び副会長を置く。

4 会長は生活・文化部長、副会長は文化振興総室長をもってこれを充てる。

5 会長は、会務を総理する。

6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会は、会長が招集する。

(専門評価員)

第4条 委員会には、専門評価員を置く。

2 専門評価員は、美術館長がこれを委嘱する。

3 専門評価員は、物件ごとに3人以上とする。

4 専門評価員は、会長の求めに応じて個々に独立して物件の価格評価を行い、評価の結果を会長に報告するものとする。

5 専門評価員は、静岡県立美術館の専門委員を兼ねることができない。

6 専門評価員は、任務が終了したときは解嘱されるものとする。

(庶務)

第5条 委員会に関する庶務は、静岡県立美術館において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものはか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成3年9月1日から施行する。

附則

この要綱は平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成10年4月1日から施行する。

附則

この改正は平成11年4月1日から施行する。

附則

この改正は平成12年4月1日から施行する。

附則

この改正は平成13年4月1日から施行する。

附則

この改正は平成14年4月1日から施行する。

別表

生活・文化部長 文化振興総室長 生活文化管理室長 文化政策室長 美術館副館長
--

4-4 静岡県立美術館研究活動評価委員設置要綱

(設置)

第1条 静岡県立美術館(以下「美術館」という。)の展覧会事業及び専門分野に関わる刊行物等の評価を行うため、静岡県立美術館研究活動評価委員(以下「委員」という。)を置く。

(職務)

第2条 委員は次に掲げる事項について別紙評価の基準により、様式1の業務評価書を作成する。

- (1) 美術館が行う展覧会事業及び普及事業
- (2) 学芸員が執筆する専門分野に関する論文及び刊行物
- (3) その他美術及び教育普及に関する専門的事項

(組織)

第3条 委員は5名以内とする。

2 特別の事項を調査する必要があるときは、館長は臨時委員を委嘱することができる。

(委嘱)

第4条 委員は美術及び教育普及に関する専門的知識を有する者の中から館長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。

2 委員は再任することができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、館長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

4-5 静岡県立美術館友の会会則

制定 昭和61年5月25日

改正 平成14年6月16日

(名称)

第1条 この会は、「静岡県立美術館友の会」(以下「本会」という。)という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、静岡県立美術館内に置く。

(目的)

第3条 本会は、美術を愛好する人たちの集まりであり、静岡県立美術館の活動を後援することにより、本県の芸術文化の普及及び振興を図るとともに、美術を通じて教養を豊かにし、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 講演会・講座・コンサート・映画会等の開催及び後援
- (2) 会報の発行
- (3) 鑑賞会及び研修旅行の開催
- (4) 出版事業
- (5) 静岡県立美術館が行う事業への協力・後援
- (6) その他必要な事業

(会員の種類及び特典)

第5条 本会の会員は、一般会員、シニア会員、特別会員及び賛助会員とする。

- (1) 70歳以上の会員は、一般会員、シニア会員、特別会員のいずれかを選択する。
- (2) 会員資格の有効期限中における会員の種類の変更は、行わない。

2 会員は、所定の方法により本会が別表1に定める特典を受けることができる。

(会員の資格)

第6条 会員とは本会の主旨に賛同し、所定の入会申込みの手続きを行い、会費を納めた者をいう。

2 会員資格の有効期限は1年とする。ただし、会員から退会の申し出がない限り、さらに1年延長するものとし、その後も同様とする。

(年会費)

第7条 本会の年会費は、別表2のとおりとする。なお、納入された年会費は理由の如何を問わず、返還しない。

2 見学、実習などの参加者は、別に実費を負担するものとする。

(届出事項)

第8条 会員は、住所、氏名、電話番号、口座番号等の届出事項に変更があった場合は、直ちに本会に報告し、変更手続きを行う。

2 前項の報告がないために生じた会員の不利益又は損害については、本会は一切の責任を負わない。

(会員証)

第9条 本会は、会員資格取得者に対し、会員証を発行する。

- 2 会員証には、クレジット機能はない。
- 3 会員証を譲渡又は貸与することはできない。

(会員証の紛失、盗難)

第10条 会員は、会員証を紛失又は盗まれたときは、直ちに本会に届け出る。

- 2 本会は、会員証の紛失、盗難その他の事由により生じた会員本人の不利益又は損害については、一切の責任を負わない。

(退会)

第11条 会員は、申し出によりいつでも退会することができる。

- 2 前項により退会する場合は、会員有効期限の2か月前までに、本会に申し出を行う。

(組織)

第12条 本会に代議員会と理事会を置く。

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 若干名
- (3) 代議員 30名以内
- (4) 理事 15名以内
- (5) 監事 2名
- 2 代議員及び理事は、会員の中から代議員会において選任する。
- 3 監事は、代議員会で選任する。
- 4 会長は、代議員の互選とし、副会長及び事務局長は代議員の同意を得て、会長が任命する。

(役員職務)

第14条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した副会長が、その職務を代理する。
- (3) 代議員は、付議された事項の審議、決定を行う。
- (4) 理事は、会の運営を行う。
- (5) 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(顧問)

第15条 本会に顧問を置く。

- 2 顧問は、静岡県立美術館長をもって充てる。

(役員任期)

第16条 役員任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第17条 本会の会議は、代議員会と理事会とし、会長、副会長及び理事並びに代議員の出席により開催する。ただし、特別の事情がある場合には、代理者が出席することができる。

- 2 代議員会は、すべての役員で構成され、毎年1回会長が召集し、次の事項を審議、決定する。
 - (1) 予算及び決算
 - (2) 事業計画及び事業報告

- (3) 役員を選出
- (4) 会則の改正

3 理事会は、会長、副会長及び理事で構成され、次の事項を審議する。

- (1) 代議員会に付議する事項
 - (2) その他会長が必要と認める事項
- (議決)

第18条 代議員会の議事は、出席した役員（代理者も含む）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決する。

(専決処分)

第19条 会長は、会議を召集することが困難と認めるときは、第17条第2項及び第3項に掲げる事項について、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の会議において報告しなければならない。

(専門委員会)

第20条 本会に事業計画の策定や具体的な企画等の検討を目的とした事業委員会と会報委員会を置く。

(事務局)

第21条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置くことができる。
- 3 会長は、代議員の同意を得て、事務局長を理事とすることができる。
- 4 事務局に事務職員を置く。

(財務)

第22条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(補則)

第23条 この会則に定めるもののほか、会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、平成14年4月1日から施行する。

別表1（第5条第2項関係）会員の特典

特 典 の 種 類	会 員 の 種 類	一 般 会 員	シニア 会 員	特 別 会 員
①県立美術館主催の企画展招待券5枚		○		○
②会員証提示により、収蔵品展・ロダン館が、何度でも観覧可能		○		○（同伴4名まで）
③会員証提示により、県立美術館主催の企画展が、何度でも団体料金で観覧可能		○		○（同伴4名まで）
④友の会だより「プロムナード」（年3回）、美術館ニュース「アマリリス」（年4回）、その他、各種情報を郵送		○	○	○

⑤研修旅行（美術館めぐり）、各種講座等友の会主催の事業に参加可能	○	○	○（同伴1名まで）
⑥会員証提示により、県立美術館内レストラン「エスタ」の飲食料金が会員本人のみ1割引	○	○	○
⑦会員証提示により、県立美術館内のブックショップの利用補助	○	○	○
⑧県立美術館主催の企画展オープニングセレモニー御招待			○（同伴1名まで）

（注）○印は、特典を受けることができることを示す。

別表2（第7条関係）年会費

会員区分	年会費	備考
一般会員	（1名）5,000円	
シニア会員	（1名）2,000円	70歳以上で、選択した人
特別会員	（1口）10,000円	
賛助会員	申し出のあった額	

5-1 静岡県文化政策推進会議からの提言（県立美術館該当部分）

③ 静岡県立美術館

課題・今後の方向性

- “しずおか”の美術館として、ロダン館を国内外への最大のセールスポイントとして位置付け、静岡空港の開港を見据えて県の観光戦略とタイアップするなど、ブランド構築と対外的なアピールの強化が必要である。
- “県立”の美術館として、本県の拠点施設であるという認識の下、県内全域を対象として、県内美術館ネットワークや県内関係者・団体への支援あるいは連携の核となっていくことが求められる。
移動美術展や教育普及事業など、所在地にこだわることなく、県内各地域へ出向いていく事業の重点化や、幅広い美術情報の集積・発信地を目指すとともに、NPO法人等との連携、近隣施設や県内の文化施設との連携、あるいは学校教育等との連携充実など、今ある資源を活用しての新たな展開が必要である。
- 現在進めている戦略計画方式の評価システムの構築、運用による持続的な経営改善の仕組みを確立させ、県内公立文化施設の範となることが求められる。
- 美術館評価の取組を契機に、改善すべき事項は可能なところから取り組んでいくとともに、美術館の使命や経営形態の見直しなど抜本的な改革については、本格的な検討を進めていくべきである。

出典：「提言：静岡県におけるこれからの文化政策のあり方～ここに種まき 花も実もある静岡の文化を目指して～」(平成17年2月 静岡県文化政策会議) p29より引用

提言：評価と経営の確立に向けて

発行日 2005年3月

編集・発行 静岡県立美術館評価委員会